

指 示

平成 23 年 4 月 17 日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 21 日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成 23 年 4 月 10 日付け指示は、解除する。

記

茨城県北茨城市及び高萩市において産出されたハウレンソウについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考1)

指 示

平成23年4月10日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月23日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月21日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

貴県において産出されたパセリについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

指 示

平成23年3月23日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県内において産出された原乳及びパセリについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

指 示

平成23年3月21日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたハウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳